

第15期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第2回専門部会

令和7年10月16日

(午前10時00分 開会)

○篠福祉のまちづくり担当課長 皆様おはようございます。

定刻となりましたので、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は本日事務局を務めます、東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。また、本日はオンラインにて傍聴と取材の方がいらっしゃいます。あわせて、会議の議事録は東京都ホームページで公開をいたします。

また、本日の会議は会議室の参加とオンラインの参加の併用方式で開催をしております。

委員の皆様の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際は職員がマイクをお持ちいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いです。

ご自身の発言のとき以外は、マイクは常にオフの状態としてください。また、ご発言の際は、T e a m s アプリの挙手機能をご利用ください。音声が聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択し、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合は、事務局のメールアドレス宛にメールを送りいただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第です。

続きまして、配布資料でございます。

資料1、今後のスケジュール（案）、資料2-1、都におけるバリアフリー化の主な進捗状況（令和6年度末）、資料2-2、都におけるバリアフリー化の進捗状況について（令和6年度末）、資料2-3、「東京都福祉のまちづくり推進計画」（令和6年度～令和10年度）事業の実績（令和6年度末）、資料3-1、福祉のまちづくり担当の事業について（心のバリアフリー）、資料3-2、都内区市町村及び各道府県における福祉のまちづくり事業について（心のバリアフリー）、資料3-3、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討資料、心のバリアフリーに関する論点等、資料4、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改定について。

続きまして、参考資料でございます。

参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例、参考資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱、参考資料3、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会専門部会

委員名簿。

また、会場でのご出席の方には、この資料のほか冊子を4点お配りしております。

まず、東京都福祉のまちづくり推進計画、次に、区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン、次に、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック、最後に、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、この4点の冊子は、会議の終了後回収をいたしますので、お帰りの際にはそのまま机上に置いていただきますようお願いいたします。

以上でございますが、不足がございましたら事務局にお知らせください。

それでは続きまして、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加をいただいている方を含め、18名の委員の方々にご出席をいただいております。

小山委員、小林委員、濱委員、深尾委員、三宅委員、兼子委員、二條委員、越智委員はご都合により欠席をされております。

また、委員の交代がありましたのでご報告をいたします。

一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長の西尾委員でございますが、役職を退任されましたため、後任の栗原委員が令和7年9月より本協議会の委員に就任されました。

新しく委員にご就任いただきました栗原委員、一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。

○栗原委員　日本民営鉄道協会の運輸調整部長の栗原でございます。今回の部会から出席させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　栗原委員、ありがとうございました。

続きまして、東京都の出席者をご紹介させていただきます。

松谷事業調整担当部長でございます。

○松谷事業調整担当部長　よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の福祉のまちづくり担当課長を兼務しておりますのでご紹介いたします。

財務局建築保全部長谷川技術管理課長でございます。

○長谷川技術管理課長　長谷川です、よろしくお願ひします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　都市整備局市街地建築部、上原建築企画課課長でございますが、業務都合により代理で藤谷課長代理が出席しております。

○藤谷課長代理　整備局、藤谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　建設局道路管理部、岡部安全施設課長でございます。

○岡部安全施設課長　建設局の安全施設課長の岡部です。よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、業務都合により代理で齋藤統括課長代理が出席しております。

○齋藤統括課長代理　齋藤です。よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、村岡建築課長でございます。

○村岡建築課長 交通局村岡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局職員の紹介は以上でございます。

次に、庁内関係課長をご紹介いたします。

都市整備局都市基盤部、荒井交通企画課長でございますが、業務都合により代理で織田課長代理がオンラインで出席しております。

また、福祉局障害者施策推進部、小泉共生社会推進担当課長がオンラインで参加をしております。

○小泉共生社会推進担当課長 よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 では、議事に先立ちまして、事業調整担当部長の松谷よりご挨拶を申し上げます。

○松谷事業調整担当部長 皆様おはようございます。福祉局事業調整担当部長の松谷でございます。本日はお忙しい中、第15期の福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会にご参加いただき大変ありがとうございます。

さて、本日の専門部会第2回でございますが、本日から15期の本格的な議論がスタートとなります。審議テーマにつきましては、委員の皆様方、ご案内のとおり、前回第1回推進協議会で、ユニバーサルデザインの浸透した都市東京を目指し、心のバリアフリー、情報バリアフリーのさらなる推進と決まったところでございます。

本日は、このうち、まず、心のバリアフリーについて重点的にご意見をいただければと思います。

そのご議論をいただく前に、昨年度1年間の各局のバリアフリー化の事業の状況についてもご報告させていただきます。

これまで心のバリアフリーの取組を続けてまいりましたが、まだまだプラッシュアップ、改善していくなければいけないことがたくさんあると感じておりますので、今後の東京都の施策における心のバリアフリーの取組について、こんなことが足りないのではないかとか、こんなことをぜひやってほしいというご意見を委員の皆様のそれぞれの立場から、忌憚なく、活発にいただければ幸いでございます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 それではこれ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。

高橋部会長、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 皆さん、おはようございます。部会長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、お手元の会議次第に沿いまして進めていきたいと思います。

最初に、今後のスケジュール、資料1にありますが、説明を事務局からしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

それではお手元の資料1をご覧ください。

スケジュール（案）につきましては、前回第1回の専門部会でご説明をさせていただいたところですが、事務局にて一部修正をさせていただいている項目がございます。

今期の意見具申に向けた論点整理につきましては、当初は1回での実施を予定しておりましたが、心のバリアフリーと情報バリアフリー、それぞれにつきまして、しっかりとまとまった時間を確保してご議論いただきたいと考え、論点整理を2回に分けさせていただいております。

本日の第2回専門部会では心のバリアフリーの論点整理を、そして、次回の第3回専門部会では情報バリアフリーの論点整理をご議論いただきたいと考えております。

また、本日は、毎年度ご報告している、都におけるバリアフリー化の進捗状況、そして、規則改正を反映するための施設整備マニュアルの改訂についてもご説明をさせていただきます。

なお、第3回専門部会の開催の時期でございますが、1月頃から2月頃の開催と変更させていただいております。

スケジュール（案）につきましての説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。今後のスケジュールということですけれども、論点整理のところで2回に分けるという変更があります。そのこともあり、第4回はやや集中的に議論をしなればいけないということがあるかもしれません、このスケジュールにつきまして、いかがでしょうか。

（異議なし）

また、その都度、皆様のご意見を伺わなければいけない状況も生じるかもしれません、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の議事に入ります。

まず議事1の都におけるバリアフリー化の進捗状況について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

都におけるバリアフリー化の進捗状況につきまして、資料2-1、2-2、2-3を用いてご説明させていただきます。

まず最初に、資料2-1をご覧ください。

都におけるバリアフリー化の進捗状況を2枚のポンチ絵で示しております。

1枚目はハード面について記載しております。資料の右上の宿泊施設のバリアフリー化の枠から時計の逆回りで順を追ってご説明をさせていただきます。

まず、建築物に関してですが、宿泊施設につきましては、平成31年3月に建築物バ

リアフリー条例を改正し、国内で初めて宿泊施設一般客室の基準を制定し、福祉のまちづくり条例の整備基準も同様に改正をいたしました。

また、客室等のバリアフリー改修を支援するための補助金につきましては、令和6年度の実績は25件となりまして、前年度の13件からほぼ倍増しているところでございます。

続きまして、その左から鉄道駅についてでございます。

都内、鉄道駅の車椅子使用者対応トイレの整備状況につきましては、令和6年度末で97.5%となっております。

またその左の都内鉄道駅のエレベーター等による段差解消につきましては、令和6年度末で98%となり、着実に整備が進んでいるところでございます。

その下、ホームドアの設置状況につきましては、令和6年度末で57.5%ということで、一層の取組を進めているところでございます。

なお、都営地下鉄につきましては、車椅子使用者対応トイレ、エレベーター、ホームドア、いずれも100%、全ての駅で設置をされております。

その下からは道路に関してでございます。

エスコートゾーンの整備箇所数につきましては、令和6年度末で926か所となっており、昨年度から67か所増加をしております。

その右ですが、都道のバリアフリー化につきましては、まず、特定道路等の整備ですが、これにつきましては、令和27年度末に327キロメートルが完了いたしました。

また、優先整備路線の整備は157キロメートルまで完了しております。

その右の都道の無電柱化につきましては、電柱の地中化率は令和6年度末で48%となっております。

その右、まちの面的なバリアフリー化につきましては、令和6年度に21区10市が基本構想を、6区4市が移動等円滑化方針、いわゆるマスタープランを作成いたしました。

その上からは、鉄道以外の公共交通ですが、まず、ノンステップバスの普及状況ですが、令和6年度末で96.7%、特に都営バスにつきましては100%ノンステップバスを導入しております。

その上のユニバーサルデザインタクシーにつきましては、令和6年度末で1万9,577台の実績となっております。

以上がハード面の整備状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、ソフト面の状況についてご説明をさせていただきます。

ソフト面を大きく分けまして、情報のバリアフリーと心のバリアフリーに取り組んでおります。

まず、左の情報バリアフリーについてでございます。

車椅子使用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化につきましては、各鉄道会社や区市町村などのご協力をいただきまして、平成30年度に約6,500基の情報を公開いたしましたが、その後毎年度調査をしておりまして、令和6年度には9,260基の情報を公開いたしました。このオープンデータにつきましては、アプリ事業者にご活用をいただいておりまして、本協議会の織田委員のところでもアプリを作成していらっしゃいますが、引き続き様々ご活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、その右隣のバリアフリーマップですが、都はバリアフリーマップを作成、更新する区市町村を支援しております、令和6年度は6区3市がバリアフリーマップを作成、更新をしているところでございます。

その下、とうきょうユニバーサルデザインナビにつきましては、誰もが外出に必要な情報を容易に入手できるようなバリアフリー情報を集約したポータルサイトでございます。ユニバーサルデザイン設備のピクトグラム表示やG P S連動による現在位置表示、ユニバーサルデザインフォントの導入など、より便利にお使いいただけるよう工夫して、情報発信をしております。

続きまして、その下、デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業につきましては、遠隔手話通訳や筆談、音声認識などが可能な遠隔手話通話システムを導入したタブレットを都庁内に貸し出すなどの取組を通じて、情報保障の確保に努めております。

続きまして、右側の心のバリアフリーのほうをご覧ください。

心のバリアフリーでございますが、上の枠はユニバーサルデザイン学習ということで、学校等での体験学習などに取り組む区市町村を支援しております。令和6年度に都から財政支援をしておりますのは9区3市でございますけれども、取組としましては全ての区市町村において心のバリアフリーに関する取組を実施しております。

続きまして、その下、高齢者・障害者などの当事者参画の取組につきましては、当事者が参加するまち歩き点検などを行った上で、整備を行う区市町村に対して支援をしておりまして、令和6年度は18区14市2町へ補助を実施いたしました。

さらにその下、都民への普及啓発につきましては、これまでに、例えば小中学生を対象としたポスターコンクールやサポート企業連携事業、さらにはヘルプマークの推進などの様々な普及啓発を行っております。

資料2-1につきましては以上でございます。

続きまして、資料2-2のほうをご覧ください。

こちらにつきましては、福祉のまちづくり推進計画について、主なバリアフリー化の進捗状況として掲載をしており、毎年度時点更新をしてご報告させていただいているものでございます。

それでは、資料2－2をご覧ください。

福祉のまちづくり推進計画の五つの分野ごとに掲載をしております。

1ページからの1、交通機関道路等のところでございますが、この分野は全部で36の計画事業がございます。

その進捗状況について、主なものを交通機関、道路、面的なバリアフリー整備の三つに分けて記載しております。

(1)の交通機関の実績は、先ほどご説明しましたものと同様ですが、1ページ中ほどの都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況の表をご覧ください。

まず一つ目ですが、都内の鉄道駅については、エレベーター等による段差解消、車椅子使用者対応トイレ、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドアなどの整備が進み、バリアフリー化は着実に進展をしてまいりました。

二つ目に、2ページ上段の都内のノンステップバス車両の普及状況の表をご覧ください。

バス車両のノンステップ化は都営バスについては100%達成をしておりまして、民営バスについても95.6%、導入が進んでいるところでございます。

三つ目に、タクシーにつきましては、都内を走るタクシー約4万台のうち約5割、半数をユニバーサルデザインタクシーに転換をいたしました。

次に、(2)の道路につきましては2ページ下段をご覧ください。

一つ目ですが、令和6年度末で、先ほども申し上げましたが、約157キロメートルの優先整備路線が整備をされております。

二つ目に、3ページの上段でございますが、歩行者感応式信号機、視覚障害者用信号機、エスコートゾーンの整備を計画的に推進しており、横断歩道上における歩行者や視覚障害者の安全性の向上に努めているところでございます。

次に、(3)面的なバリアフリー整備につきましては3ページ下段をご覧ください。

令和6年度末時点で、都内21区10市でバリアフリー基本構想を作成しており、6区4市でマスターplanを策定し、地域住民とも連携しながら面的なバリアフリー整備を実施しているところでございます。

続きまして、4ページ上段取組の評価としましては、事業の進捗に伴い移動等円滑化促進地区や重点整備地区は増加をしておりまして、地区内においては、面的なバリアフリー整備、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

続きまして、その下、2の施設や環境の分野では、36の計画事業がございます。それを、建築物・公園・公共住宅の三つに分けて、主なものを記載しております。

(1)の建築物につきましては、福祉のまちづくり条例の届出件数や、バリアフリー法の認定件数などを記載しております。

5ページの中ほどをご覧ください。取組の評価としましては、バリアフリー法や建築

物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度着実に建築物のバリアフリー化が進んでいるところでございます。

その下、（2）の公園につきましても、計画的にバリアフリー化を進めており、取組の評価としましては、全ての利用者が安心・快適に利用できる都立公園の整備を着実に進めているところでございます。

1ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

（3）の公共住宅につきましては、都営住宅のバリアフリー化やサービスつき高齢者向け住宅等の供給を拡大するため、着実に取り組んでいるところでございます。取組の評価としましては、公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や障害者が安全・安心に暮らせる住環境の整備を進めているところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

3の情報バリアフリーにつきましては、全部で38の計画事業がございます。

先ほど、資料2-1でご説明したもののほか、点字による即時情報ネットワーク事業などにより、視覚障害者にとって分かりやすい情報提供に取り組んだり、手話のできる都民育成事業などにより、手話通訳者の養成や手話の普及啓発に取り組んでいるところでございます。取組の評価としましては、障害者の福祉の向上や社会参加の促進に向けた取組について様々な手段により情報バリアフリーを推進しているところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

4の心のバリアフリーにつきましては、全部で44の事業がございます。様々な方法で普及啓発に取り組んでいるほか、ヘルプマークの推進や身体障害者補助犬給付事業、駅前放置自転車対策、小学校から高校までの福祉教育の充実などに取り組んでおります。

9ページ上段でございますが、取組の評価としましては、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、障害者の社会参加を促す取組等を進めることで都民の理解促進を図り、心のバリアフリーを推進しているところでございます。

最後に、5の誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備えにつきましては、14の計画事業がございます。取組の評価としましては、災害時における要配慮者対応の普及啓発やヘルプカードの作成で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めているところでございます。

資料2-2の説明は以上となります。

福祉のまちづくり推進計画に位置づけられている、158全ての計画事業の計画策定時の事業目標と令和6年度実績につきましては、資料2-3にまとめてございます。時間の関係でご説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 ご説明ありがとうございました。資料2-1、そして、2-2、2-3ですけれども、2-3につきましては、後ほどまた確認をしていただければというふうに

思いますけれども、今の説明につきまして、何か皆様方からのご質問等、あるいは、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。まず資料2－1では、令和6年度末のハード面、そしてソフト面の様々なバリアフリー化対策の進捗状況について、写真図入りの資料で報告されております。そして、資料2－2では、推進計画に基づく様々な事業について、主要なものの取組の評価が記載されているところです。

オンラインで参加されている皆様方もご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、会場から川内委員にお願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

3点あります。資料2－2の(1)1ページ目、都内鉄道駅の整備状況があります。

資料2－1の写真の資料では、都営地下鉄の整備が100%ということで出ていますが、ここも都と民鉄の内訳を書いたほうが良いのではないでしょうか。例えば、2ページ目のノンステップバスなどは、都と民営と別に書いていますよね。だから、こちらも都の努力を誇示するためにも、都の100%というのを並べたほうが良いのではないかと思います。

次に、2ページ目のユニバーサルタクシーの導入状況④です。これは確かに半数整備されていて、最近本当に見つけるのが容易くなったと考えているのですが、気が重いのは、呼んで、来ると、運転士さんにスロープの組立て方をこちらが教えなくてはいけない、椅子の跳ね上げ方も知らないという運転士さんが非常に多い。これは、建前上は講習を受けた運転手しか運転できないということになっているのですが、操作を知らない運転手があまりにも多い。これはきちんととするべきではないか。それからもう一つは、特定の会社を言って申し訳ないが、私はタクシーGOでよく注文するのですけれども、車椅子対応を注文するときは、会社によって追加料金がかかる場合がありますというようなことがきちんと書かれています。これはやっぱりおかしいのではないかというふうに思います。

それから、3点目は都営住宅についてです。6ページに、バリアフリー化の進捗状況ということで、着実に進んではいるのですが、私のように、ずっと車椅子を利用して、立って歩くことができないというような人間にとっては、このバリアフリー化が、私にとってのバリアフリー化になっていないというか、バリアフリーで想定するレベルが全然違うのです。なので、車椅子を常時必要とする人にとってのバリアフリー化にはなっていないので、このバリアフリー化というのはどの程度のものかというのをきちんと説明しないといけないし、それから、その中で、車椅子の利用も可能なものはどのくらいあるかということを出さないと、本当の情報にならないのではないかと思います。

以上、3点です。

○高橋部会長 ご質問ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、宮川委員から、そして順番に行きましょう。

○宮川委員 ありがとうございます。東京都盲人福祉協会の宮川です。私のほうからも3点ご質問があります。

1点目ですが、車椅子の方が利用できる公共トイレについてです。交通機関のトイレについて情報を出しているというところがあったと思うのですが、これは、何か民間で協力できるような施設とか、そういうところの情報はないのでしょうか。というのは、私の経験で、私は京王八王子駅の近くに事務所がありまして、うちの会員でも車椅子ユーザーがいるので、うちの事務所は車椅子の方が利用できるようなトイレになっているのですけれども、京王八王子駅も当然そういったトイレになっているのですが、結構、清掃や故障などで使えないことが多い、駅前で車椅子の方が、トイレないですかと探していることがよくあって、うちの職員などが、うちの事務所、車椅子の方大丈夫ですよと言うと結構来られるんですね。なので、こういった、民間で協力してくれるところの情報も出したほうが良いのではないかと思うのが一つ。

二つ目が、今、川内先生がおっしゃったタクシーの件で、視覚障害者も移動困難者で、結構タクシーを利用するんですね。結構、高齢化に伴って、視覚障害プラス車椅子という方がいるのですが、地域特性なのか、八王子のタクシー会社、結構車椅子と言うと、今車いませんなどと言って平気で断るんですよ。そういうことが結構あるので、台数が増えているのはありがたいのですが、今、川内先生がおっしゃったように、運転手のか、企業なのかで、全然バリアフリーになってないのではないのかなということがあります。

3点目、ノンステップバスについてです。民間のバスが九十何%ですかね、都営バスは100%だと、これはとてもすばらしい、すごい数字だと思っているのですが、果たして本当にノンステップバスとして活用できているのかというのが疑問です。というのは、これ心のバリアフリーになってくるのか、運転手の技量の問題なのか、皆さんも経験あると思うのですが、交通状況や何らかの事情で、路肩に寄せ切れないという場合は仕方ないと思うのですけれども、結構な確率で2ステップバスになっていることが多いです。要は、歩道から1回車道に降りて、車道からバスに乗る、何のためのノンステップバスが導入されているのか全く理解できないですね。それで、視覚障害者はノンステップバスだと思って安心して乗ろうとすると、2ステップになってて、引っかかって転んで、転倒してけがするなどということは結構あります。ですので、この数字だけを見ていると、ノンステップバスはすばらしいとなるのですが、こういった背景もあるということは念頭に置いておいていただかないと、この数字だけ追いかけてしまうと、どうなのかというふうに疑問に思いました。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。お二人からいただきました。それでは、市橋さんお願いします。

○市橋委員 市橋です。

毎年報告いただいて、進んできたということは言えると思います。それは、僕の仲間たちに伝えますけれども、まちづくりの運動というのは面白くて、少し完成すると次の要求が出てくるというのが、僕らが運動を進めている福祉のまちづくりの特徴じゃないかと思います。これは幾つかあるけれど、例えば、バスのバリアフリー、ノンステップバスが増え、車椅子の仲間が乗れるようになったと言いますが、僕が乗っているシニアカーは乗れないわけですよね。これ、交通局の方がいらっしゃると思うから。でも、今、高齢化になり、そういうところでは、やはり、こういうシニアカーも乗せていただきたいということは、毎年、話していますし、どこが問題点だとか、詰めていかないといけないのではないかと思います。

そういうことが幾つもあって、例えば、駅のエレベーターは、もう 100% の目標は近いわけだけれど、東京というのは、都民が案外、どこで乗る時も、都外に出かけていく例が多いわけですね、それで、他県では乗ったはいいけど降りられないという経験が、僕も何回かあると。それから、駅に関しては、都外でも無人化が増えていると、無人化が非常に怖いということ。それから、例えば、ホームドアで言えば、池袋駅は片一方は付けたけれど、反対側のホームはホームドアがついていないので、落ちる心配が多いというところ、それから、僕も、これを言い出すと切りがないので、一回仲間からの要求を紙にまとめて出していきますから、審議すること、あるいは、全部出せとは言いませんけれども、我々でも経験をするときに、このような要求が、やっぱり都民の中にもあるということを付け加えて、計画化させ、やはりそういう意味では、発達途上であり、発達していけば、なおさらやっぱり都民に適宜要求があるということをはっきりさせながら、計画づくりをしていきたいと思います。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

今、3人の方からいただきましたけれども、織田さんのご意見をお伺いして、そして、事務局に回答をお願いします。

○織田委員 ウィーログの織田と申します。現状をまとめていただき、どうもありがとうございます。

東京都は世界的に見ても、バリアフリーが進んでいて、ありがたい都市だとは思っています。その上で確認しておきたいことなのですが、東京都の例えばエレベーターのワンルート確保など、100%したといったところが、いろいろなところに見られますが、その100%の先は何があるのかというのが気になったところです。100%を達成したから、ルートを確保しているから、例えば、出口に片方しかエレベーターがなくとも、車椅子利用者は、片方だけの出口を利用すればいいという立てつけなのか、それともこの先、東京都が、ワンルート確保以上の、両方の出口や複数の出口にエレベーターをつけるべきというスタンスでいるのかというのが気になったところです。

私の希望としては、100%達成していただいたことは本当にありがたく、すごく喜

ばしいワンルート 100%だと思うのですが、100%達成したものの中にあるとは思うのですが、それはありがたいと思いつつ、100%のその先はどこに目標を置くのかをいま一度定めていただければありがたいと思っています。

例えば、バリアフリートイレの設置率などもそうだと思います。トイレがあるのはありがたいですが、その中には大型ベッドが必要な方々や、背もたれが必要な方々がいて、そこが努力基準になっています。基準によって使い勝手が大きく変わってくると思うので、そこが本当に精度の高い、レベルの高いバリアフリーになっているのかというところも、いま一度見ていただければと思いました。また同じく、例えば、エレベーターの寸法ですが、基準では今、奥行き 135 センチメートルと設定されていると思うのですが、海外の電動車椅子の多くは、奥行きが大きくて、またストレッチャータイプの方などは倒しながら移動しなければいけなくて、私の場合で言いますと、通常時の車椅子本体の奥行きは 155 センチメートルあります。こうした場合に、介助者との移動も考えると、135 センチメートルのエレベーターだと少し斜めに曲げながら入らなければいけないなど、貫通型のものだとありがたいのですが、そういった使いづらさなどがまだあります。国の建築設計標準ですと、150 センチメートル以上が望ましいと設定してくださいってますが、その基準の、いま一度定める線引きがどこにあるのかは、検討が今回ではないとは思うのですが、今後どのような方向を東京都が目指していくか、1段階進んだところを目指していただけたらすごくありがたいと思って聞いておりました。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、渡邊さん。

○渡邊委員 東京都手をつなぐ育成会の渡邊と申します。

私のほうから、心のバリアフリーについてなんですが、東京都のほうで、様々、いろいろなところで取り組んでいただいて、本当にありがとうございます。

私どもの会も研修を受託させていただいておりますので、毎年研修もさせていただいている。ただ、周知がとても遅かったり、チラシの作成自体が遅かったり、あと、周知が十分でないような気がいたしまして、どうしても、関係の方しか参加されてないような状況だというふうにいつも感じております。せっかく、毎年研修していただいておりますので、どれくらいの方が研修に参加していただいたのか、ここで数字が出ていたらよかったです、分かればよかったですというふうに感じております。また、周知の仕方をもう少し一般都民の方にしていただけすると、いろいろな方が参加してくださるのではないかと思っております。区内の区民検討会のような、一般の方たちが参加するような会議に出席したときに、心のバリアフリーと言って、通じない方もやはり一定数いらっしゃって、まだまだ周知に時間がかかるのかなと思っているところです。

あと、ノンステップバスだったり、ユニバーサルタクシーについては、私の娘が重複

で、短下肢装具で移動したり、基本の車椅子を使っているときもありますので、本当に使いづらいというふうには感じております。短下肢装具でバスに乗るときは、やはり、ノンステップが下まで来ていないと、階段になってしまふとあまりそれが意味がないというふうに、先ほどもご発言がありましたが、視覚障害の方だけではなくて、身体障害で車椅子は使っていないという方たちも、ちょっと使いづらいんではないかなというふうに日々感じております。

ヘルプマークのところですが、最近、周りの方たちで、とてももらいづらくなつて、どこでもらつたらいいのかという話を周辺で聞くようになりました。ですので、ヘルプマークを配布しているところも、もう少し周知していただき、あと、いろいろな方が頂くようになってきたと思いますので、一定数、手帳を提示するとか、何か必要なことがあれば、それも合わせて周知していただきたいと思っております。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。たくさんのご意見をいただきました。時間の関係もありますが、今の渡邊委員の心のバリアフリー関係、後ほどまた議論をする形になりますので、その場でも関係しているノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーについては、今の時点でお答えができる範囲でお願いをしたいと思います。それでは、最初に川内委員からの、相互に関連しているものもありますけれども、都の事業についての話がありました。数値を達成しているのであれば、都の事業について、これは特にトイレの部分について区分けがされていなかつたかと思いますが、その辺りについて、都がやっているのだから、その頑張っている成果もちゃんと出したほうがいいんじゃないかというようなこと、それから、タクシーのこと、都営住宅のバリアフリー化が本当に役に立つているようなバリアフリー化なのかどうかという、その辺りから回答できる範囲でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、担当の部局の方も、もしご発言がありましたらお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず川内委員からのご意見でございますが、都におけるバリアフリー化の進捗状況の記載につきましては、頂きましたご意見を踏まえて、検討させていただきたいと考えております。

また、タクシーのところにつきまして、ユニバーサルデザインタクシーは普及してきたものの、スロープの出し方の操作を知らない運転手が多いということや、市橋委員からもありましたように、なかなか利用できない、実際の利用が難しいというようなところにつきましては、環境局から、補助の要件として、ドライバーの方に研修を受講させることが条件と聞いておりますが、そういうお声があるということをしっかりと環境局にも伝えまして、検討いただけるようにしたいと考えております。

また、川内委員から三つ目にいただきました都営住宅につきましても、おっしゃるところ、確かにバリアフリー化と言いましても、使われる方の状況によって、必要なバリアフリー化というのは様々あろうかと思いますので、特に常時車椅子を使用する方にとってのバリアフリー化について、どのように取り組んでいるかということも、当該局のほうに確認をしまして、お返しできるようにしたいと思います。

続けてもよろしいでしょうか。

○高橋部会長 取りあえず一通り、宮川委員、それから市橋委員、織田委員、そして渡邊委員からのご発言について、お願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 それでは、事務局の篠でございます。

宮川委員からも三つご意見がございました。

まず一つ目のトイレの件でございます。民間で車椅子使用者用トイレがあるということにつきましては、先ほど資料2-1でご説明しましたユニバーサルデザインナビにおきまして、車椅子使用者対応トイレを設けている民間の商業施設などの情報を掲載しており、そういう情報発信をしっかりとやっていきたいと考えております。

また、ノンステップバスのところで、路肩に寄せ切れなくて、実際にはステップを踏まないと入れないというお話がございました。そこに関しては、バスの技術的な問題なのか、道路形状の問題なのか、正着ができないという問題についてのご指摘かと思います。そちらにつきましても、本日、東京バス協会の委員が欠席でいらっしゃいますので、ご意見をお伝えして、状況について確認をしていきたいと思います。

続きまして、市橋委員から頂きましたご意見、まず、バリアフリー化につきましては、ここまで達成したら終わりではなくて、さらに高いレベルの要求に応えていくべきというご意見だったかと思います。こちらにつきましては、まさに本当にそのとおりだと思いますし、織田委員からもお話がありましたが、現状の目標を達成したらバリアフリーの取組が終わるということではなく、やはり、その時点時点で、新たな、より誰もが円滑に移動しやすいまちづくりを考えていかなければならぬと考えているところでございます。

個別に幾つか頂いたものにつきましても、関係局に共有していきたいと考えております。

織田委員のほうから、特に具体的に公共交通のワンルートのお話がございましたが、これにつきましては、実は現行の計画におきましても、ワンルートを達成したら終わりということではなくて、どうしても遠回りになってしまうようなワンルートもございますので、ルートの複数化ということを取り組んでいくということを掲げておりますし、関係局において、しっかりと今、取組を進めているところでございます。ただ、なかなか、一気に変えていくのが難しいところはあろうかと思いますが、ワンルートを達成したら終わりではなく、次のレベルを目指しているというところでございますので、ご理解いただければと思います。

エレベーター等につきましても、より重度の方も含めて、社会参加が進んできている中で、新しい整備の基準のご意見につきましても受け止めさせていただければと考えております。

渡邊委員から頂きました心のバリアフリーの研修を受託されているということですが、これはどのような研修なのか確認させていただき、その研修の委託元の部局にご意見をお伝えしまして、今後の取組の改善につなげていければと思います。ご意見ありがとうございます。

雑駁になりましたが、一通りご説明させていただきました。

○高橋部会長　はい、ありがとうございます。本来ですと、少し意見交換のやり取りをしないといけないかと思いますけれども、私のほうで、若干コメントさせていただければと思います。

最初に川内委員のほうからお話がありましたユニバーサルデザインタクシーについて、やはり私も時々乗ったりするとき、運転手さんに意図的に聞いたりするのですけれども、ほとんど、1回やったけれども忘れてしまっている、あるいは車椅子ユーザーを乗せたことがないという方が過半なので、スロープ板を操作できなくて、そこでもう切れちゃっているんですよね。ですので、そういうようなものは、1回やってユニバーサルデザインタクシーの助成をするということではなくて、少し、繰り返し定期的にやるようなことを事業者に働きかける必要があるのではないかと私も思います。

それから、住宅のバリアフリー化のデータですが、例えば民間住宅のバリアフリー化の進捗状況で示されている、サービス付き高齢者住宅がありましたが、サービス付き高齢者住宅の大半はサービス付き高齢者施設であり、民間住宅のバリアフリー化という政策とは区分しないといけない感じがします。

それと、非常に難しいノンステップバスの歩道への正着の問題ですね。道路事情が非常に大きく影響していると思います。全てではないですが、できるけどやっていないというところもあるかもしれませんので、この辺りも、先ほどのタクシー事業者と同じように、各事業者に周知徹底を図っていく必要があるのではないかと思いますし、区市町村のいろいろな協力が必要かと思います。これはバス停の移動なども場合によっては入ってきてしまう状況もあるかと思います。

それから、織田委員のほうから出ていました、やはり100%の先というのは、すごく私も大事だと思います。次の数値的な目標であるとか、あるいは基準の改正であるとか、そのようなもの、本当に様々な利用者に想定をしたような100%なのかどうかということを、改めて早急に議論していくかなければいけない局面になっていると思います。

私のコメントは以上ですが、まだお話ししたいところがいっぱいあるかと思うのですけれども、先の話に進ませていただいてよろしいでしょうか。オンラインの方は大丈夫でしょうか。会場だけのやり取りになってしまっていますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思

ます。

第15期の意見具申に関する検討ということです。ここが本日のメインテーマではあるのですが、まず資料のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

それでは、意見具申に関する検討に関する資料、3-1、3-2、3-3につきましてご説明させていただきます。

まず最初に、資料3-1をご覧ください。

本日の議論の参考としていただくため、福祉局生活福祉部が取り組んでいる心のバリアフリーに関する事業をまとめさせていただきましたのでご説明いたします。

資料は全部で5枚ありますが、後ほどご説明いたします本日の論点整理の三つのテーマごとに分けて記載をさせていただいております。

まず①として、理解と協力を促す普及啓発の強化に関する事業を資料1枚目、2枚目に記載しております。

最初に1枚目の①-1、心のバリアフリーの集中的広報事業についてご説明いたします。

こちらの事業の目的は、施設のバリアフリー整備に加え、ソフト面の取組として、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」への理解を促進し、共生社会の実現を目指すございます。

事業の目標ですが、都民の「心のバリアフリー」の認知度を令和3年度の50%から、令和12年度末に75%としております。

事業内容は大きく分けて、六つの取組を行っております。

1点目として、イメージしやすいキャッチフレーズとシンボルマークを令和5年度に設定しております。

2点目として、「心のバリアフリー」ホームページを令和5年度に開設し、情報発信を行っております。

3点目として、子供、若年層、中高年層向けに、それぞれターゲティング広告を実施しております。

4点目として、「心のバリアフリー」に関する解説動画の制作を行っております。

5点目として、公共トイレや視覚障害者誘導用ブロックなどのバリアフリー設備の適正利用のための普及啓発リーフレットの作成を行っております。

6点目として、小中学生を対象にポスターコンクールを実施しております。

次に2枚目をご覧ください。①-2、こども向けバリアフリーアニメーションについてご説明いたします。

こちらの事業の目的は、バリアフリーについて、子供が分かりやすく、楽しく学べるよう、子供に人気のあるキャラクターとコラボレーションしたアニメーションを作成し、発信することで、子供のバリアフリーに関する理解を促進し、誰もが生活の様々な場面

で支え合える、共生社会の実現に寄与することでございます。

事業内容としましては、都が作成した子供向けバリアフリーアニメーションを10月末頃に公表する予定でございます。作成したアニメーションは「心のバリアフリーホームページ」や「東京動画」に掲載するとともに、Y o u T u b eなどのWEB広告や映画館、飲食店など、子供と一緒にファミリーが利用する施設で動画広告を実施いたします。

3枚目をご覧ください。

②として、バリアフリー設備の適正利用の推進に関する取組を記載しております。

こちらの事業の目的は、視覚障害者誘導用ブロックやバリアフリートイレ等のバリアフリー設備を真に必要とする方が使えるように、適正利用を推進することでございます。

事業内容としては、設備ごとに次の取組を行っております。

1点目として、バリアフリートイレについては、多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザイントイレづくりハンドブックを作成するほか、解説動画やリーフレットを作成しております。

2点目として、視覚障害者誘導用ブロックについては、解説動画やリーフレットの作成を今年度予定しております。

3点目として、障害者等用駐車区画については、適正利用に向けたキャンペーン活動を1都3県共同で実施しているほか、解説動画やリーフレットを作成しております。

4点目として、店舗の出入口の段差解消に関する解説動画の作成を今年度予定しております。

続きまして、4枚目をご覧ください。

③として、事業者等によるソフト対応の取組促進に関する事業について、4枚目、5枚目に記載しております。

まず③-1、心のバリアフリーサポート企業連携事業についてご説明いたします。

こちらの事業の目的は、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、都のホームページ等で取組内容を公表することで、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図ることでございます。

事業内容は二つございまして、一つ目として、心のバリアフリーに取り組む企業を「サポート企業」として登録し、都のホームページで企業名を公表しております。また二つ目として、先進性、独自性、波及効果等の観点から、特に優れた取組を行っている企業を「好事例企業」として認定をして、取組の内容を都ホームページなどで詳しく紹介し、他の企業の取組を促しております。

続きまして、5枚目をご覧ください。

③-2、区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業についてご説明いたします。

こちらは、区市町村への補助事業として行っている事業でございます。

事業の目的は、ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的に、心のバリアフリーの普及啓発を図る区市町村を支援することございます。

事業内容としましては、地域住民向けに必要な知識や技術などの学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーの普及啓発イベントを開催する区市町村を支援しております。

資料3－1の説明は以上でございます。

続きまして、資料3－2をご覧ください。

こちらもご議論の参考としてご用意させていただきましたものでございます。

1枚目をご覧ください。

都内の区市町村における福祉のまちづくり事業に関する取組状況を掲載しております。

こちらにあるとおり、都内全ての区市町村が何らかの心のバリアフリーに関する取組を実施しております。下段の棒グラフは心のバリアフリーに関する取組を対象ごとに区分したものでございます。

児童・生徒を対象とした取組や地域住民を対象とした取組と比較して、民間事業者を対象とした取組を行っている自治体は少ない数となっております。

なお、他の区分は教職員向けや職員向けなどの取組となっております。

2枚目をご覧ください。

こちらでは、都内区市町村の取組について対象ごとの取組例を参考に掲載しております。例えば、パラスポーツやデフスポーツアスリートによる授業を行う、障害の有無にかかわらず交流する機会として運動会や美術展を開催する、研修を実施するなどに取り組んでいるとのことでございます。

次に3枚目をご覧ください。

こちらは、各道府県における福祉のまちづくり事業に関する取組状況を掲載しております。

こちらにつきましては、近県及び人口規模の多い道府県にアンケート調査を行い、作成しております。①の住民の理解と協力を促す普及啓発、②のバリアフリー設備の適正利用の推進、③の事業者によるソフト対応の取組促進の区分ごとに、実施事業ありと回答した道府県が分かるように表示しております。

こちらを見ますと、①の住民の理解と協力を促す普及啓発は、全ての道府県で取組がある一方、②のバリアフリー設備の適正利用の推進につきましては、取組が少ない状況となっております。

各都道府県の取組の内容につきましては、4枚目以降に各道府県における事業の概要を掲載しております。

資料3－2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3－3をご覧ください。

本日ご議論いただきます意見具申に関する検討資料、心のバリアフリーに関する論点等についてご説明いたします。

課題整理につきましては、先ほどからご説明しておりますように、①住民の理解と協力を促す普及啓発、②バリアフリー設備の適正利用の推進、③事業者によるソフト対応の取組促進の三つのテーマに分けて整理をしております。

それでは、資料2枚目をご覧ください。

課題整理の一つ目は、理解と協力を促す普及啓発の強化でございます。

まず現状ですが、都は、都民の心のバリアフリーの認知度を、令和3年度の50%から令和12年度までに75%とすることを目標としております。

また、心のバリアフリーに関する事業として、全世代を対象とした集中的広報事業、小中学生向け普及啓発ポスターコンクール、事業者を対象としたサポート企業連携事業などに取り組んでおります。

なお、国は第4次バリアフリー整備目標について、「心のバリアフリー」の用語の認知度につきましては、具体的に行動ができているかを評価するほうが重要であることから、指標を置き換えることとしております。

次に課題でございますが、心のバリアフリーに対する理解が広がり、多くの人の実践につながるよう、さらなる効果的な普及啓発を検討していくことが必要であり、とりわけ次世代を担う児童・生徒が心のバリアフリーを学ぶ機会の創出が重要と考えております。

そのため、論点の1点目として、都民が心のバリアフリーを正しく理解し、実践につなげていくために、どのような手法で普及啓発に取り組んでいくか、ご議論いただければと思います。

また2点目として、児童・生徒が学校以外の場でも心のバリアフリーを学べる機会をどのように創出するかについてもご議論いただければと思います。

次に3枚目をご覧ください。

課題整理の二つ目は、バリアフリー設備の適正利用の推進でございます。

まず現状ですが、都はバリアフリートイレ、点字ブロック、障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備について、真に必要としている人が利用できるよう、事業者や都民を対象に普及啓発を実施しております。

具体的には、こちらにありますように、ガイドライン、ハンドブックやリーフレット等を活用した普及啓発、FC東京とのコラボや各種イベントを通じた普及啓発活動、解説動画の作成、「心のバリアフリー」ホームページでの体系的な情報発信、1都3県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動などを行っております。

次に課題ですが、これらのバリアフリートイレ、点字ブロック、障害者等用駐車区画等のバリアフリー設備を真に必要とする人が使えるために、都民のさらなる理解と適切

な対応を促していくことが必要と考えております。

そのため、論点として、これらのバリアフリー設備の適正利用についての都民の理解と実践を促すために、どのような手法で普及啓発に取り組んでいくかご議論いただければと思います。

続きまして、4枚目をご覧ください。

課題制度の三つ目は、事業者等によるソフト対応の取組促進としております。

まず現状ですが、都は、事業者の取組を促進するため、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として公表し、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図っております。

また、区市町村職員等を対象にしたハンドブック、リーフレットを作成するほか、心のバリアフリーの取組を行う区市町村を包括補助で支援をしております。

次に課題ですが、全ての人が施設を利用目的どおりに使えるよう、事業者による高齢者、障害者等の利用者特性の理解やニーズを踏まえた、人的な対応などのソフト面の取組を促進していくことが必要であるとともに、区市町村における取組をさらに促進していくことが必要と考えております。そのため、論点として、事業者等が、高齢者や障害者等の多様な特性及びニーズを理解した上で、ハード・ソフトの両面から利用者支援に取り組むためにどのような手法で事業者、区市町村に働きかけを行っていくかご議論いただければと思います。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。あと30分弱ですけれども、皆様方からたくさんのご意見をお伺いできればと思います。特に、資料3-1と3-2については、その状況説明的な現状のお話になりますので、それを踏まえて、意見具申に対してどのように関わっていくのか、どんなところを改善していくのかというところになります。論点を定めていくためには、現状認識あるいは分析、そして、課題の検証をしていくことが解決策をつくっていくために非常に重要ですけれども、そういったことについても様々な角度でアイデア、ご意見をいただければと思います。

オンライン参加の皆様方もぜひ遠慮なくご発言いただければとい思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料については、どこでもお気づきの点がありましたら、遠慮なくご発言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○慶野委員 慶野です。

課題整理の①から③、いずれにも関わるかと思うのですが、啓発の方法で、座学系が多いと感じました。この論点の案の中に、もっと、その場でタイムリーに啓発するという視点を盛り込めたら良いと思いました。もちろん、パンフレットや学習とか動画も本当に大事なのですが、そういった座学系だけではなく、当該のバリアフリー関連の設備の目の前で、つまり、点字ブロックなら点字ブロックのそば、エレベーターならエレベ

ーターの中で、もっとタイムリーに解説や啓発するのが一番効果的なのではないかと感じています。そのバリアフリーに関する設置物が、なぜ誰にとって必要で、何に配慮したら良いのか、具体的に解説するような機会というのをもっと増やしていくと、①の児童・生徒が学校以外の場でも心のバリアフリーを学べる機会が増えたり、実際にそのバリアフリー設備の適正利用、②につながっていくかと思っています。もちろん、現状も皆さんいろいろ努力されて、掲示はされているとは思うのですが、少し気になっていることがあって、ユニバーサルデザインに配慮された、恐らくプロのデザイナーが作ったオフィシャルなポスターなどがある一方で、恐らく駅員さんやビルの社員さんが頑張つて自分で作ったと思われる案内なども混在しています。やはり、そういうものは伝える上で限界があって、UDフォントを使っていないとか、車椅子の方が見える高さに貼っていないとか、音声の案内が少ないとか、いろいろ問題があるので、せっかく啓発を意図しても、伝わっていない場合があることが残念に思います。ですので、伝わっているかを検証するタイミングを設けていただきたいです。心のバリアフリーで大事なことは、心のバリアフリーについて伝えたかではなく、実際に伝わって、行動変容につながったかが大事なので、そこを重視して、都度、タイムリーに、あなたにこうしてほしいんです、なぜなら、こういうふうに困っている方がいるので、あなたのこういった思いやりと具体的な行動が必要なんですという啓発をしていく視点を盛り込めたら良いと思います。

あともう1点、心のバリアフリーの、これも①から③いずれも関わってしまうのですが、質問で、言語はどういった言語で啓発をしていく想定なのかと思いました。主に日本語なのかなと感じたのですが、多言語でこの心のバリアフリーに関する促進を行う必要性を個人的には感じています。街中に海外の方に向けたアナウンスや表示は多いですが、あくまで、外国の方が迷わないようにという外国の方が配慮される側であって、配慮する側としてはあまり想定されていないかと思います。例えば、駅名やアナウンスには、英語以外の複数言語を使っていても、優先席やエレベーターの中の表示は英語だけだったりして、ほかの言語の方には、何に配慮してほしいのかが伝わらないと感じています。これはニュアンスが難しいですが、決して排外主義などではなく、何をしてほしいかということをその国の言語で伝えれば、きっとご協力いただける旅行者が多いだろうという、ポジティブな気持ちでの発言です。ですので、例えば、今、見えるアナウンスなどが普及し始めてはいると思うのですけれども、バリアフリーの情報については、向こうからは取りに来てくれない、わざわざ日本を旅行するから啓発動画をいっぱい見よう、となってくれないと思うので、こちらについても街中のそこかしこで、設備の目の前で掲示をするなど、積極的に日本語話者以外の方にも届けるのが大事だと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

それでは内田委員、お願いいいたします。

○内田委員　はい、公募委員の内田修と申します。

2点ございます。まず1点目はこの資料3－3課題整理①の末尾に、学校以外の場でも心のバリアフリーを学べる機会を創出、この点についてお伺いしたいのですが、学校での機会は、もう既に十分に創出されたのでしょうか、その対策は出尽くしたのでしょうか。ちょうど2年前の意見具申を拝見したのですが、そこには学校教育と連携ということが課題と方向性の一つで記載されています。この2年間で、それは進んで、次に学校以外へということで、大きく力の入れ方を変えられるのでしょうか。これが、まず1点目の質問です。

2点目は、この資料3－3の課題整理②についてお伺いします。防災の視点が含まれていないのはなぜでしょうか。これも、2年前の意見具申を拝見しましたけれども、防災対策というのが課題方向性の一つとしてはっきりと記載されております。また、今回いただいた資料2－2も、災害時緊急時の備えが推進計画五つの視点の一つとして詳しく説明されています。したがって、この防災について触れなくてよいのかどうかと、これをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○高橋部会長　はい、ありがとうございました。

オンラインで、小嶋委員が挙手されているということですけれども、小嶋委員ご発言ください。よろしくお願ひいたします。

○小嶋委員　ありがとうございます。埼玉大学の小嶋です。

今のご発言にも、学校というところがあったのですけれども、私も、学校や保育園で、子供向けの推進ということで、資料の3－1の2ページ目、3ページ目のところで、子供向けのアニメーションの作成や、そういったところをファミリーが利用する施設で、動画広告の実施やY o u T u b e 等で広告というふうに記載があるのですけれども、なかなか、私の専門の交通安全のほうでも、学校でいろいろやっていただきたいというところでも、時間がない、今でもきつくなんだというお話をいただいて、なかなか時間を取っていただくのが難しいと思うのですけれども、今、学校や保育園は、お知らせをアプリやメールを使って家庭とのやり取りを、すごくいろいろと行っているということも聞いておりまして、こういった、せっかく作ったものを見ていただくための広報というのを、そういった学校や保育園で、家庭とのコミュニケーションツールを使って、ぜひ広報いただきたいと思います。もちろん、学校の中で伝えていただける機会もつくっていただければ本当に良いと思います。

以上です。

○高橋部会長　はい、小嶋委員ありがとうございました。

同じく、オンラインで宮脇委員お願ひいたします。

○宮脇委員　ありがとうございます。

私も、市町村社会福祉協議会と協力して、小学校、中学校に、福祉の出前授業をして

いるのですが、気になったことがこの資料の中で若干あって、資料3－1の5ページ目には、ユニバーサルデザイン学習となっていて、ホームページの「心のバリアフリー」では、ユニバーサルデザイン教育となっていて、資料2－2の9ページは福祉教育となっているのですね。これは、それぞれ別の授業として展開されているものなのかどうかというところを質問させていただけたらと思います。

資料2－1の2ページ目に、ユニバーサルデザイン学習で疑似体験というところが資料として出ています。写真で子供が体験してるところも、ユニバーサルデザイン学習で出ていると思います。実績が、9区3市となっていますが、その一方で、資料2－2の福祉教育では、全校で実施してととなっています。どう違うんだろうというところが分からなかったのが一つです。おそらく、福祉教育というと社会福祉協議会が実施しているものとしてカウントされていて、都の福祉局がやっているものはユニバーサルデザイン教育や、ユニバーサルデザイン学習なのかなと、こちらとしては推測しましたが、縦割りになってしまふと、埼玉大学の小嶋先生からのお話でもあったように、今、学校教育がすごく時間が密になっていて、総合的な学習の時間で、バリアフリーや福祉について取り組むのもすごく時間が少ないんですね。先ほど、防災が載っていないというお話をもったないように、防災教育、金融教育、納税教育というように、様々な教育が、学校教育の総合的な学習の時間を目指して盛り込まれている中で、なかなか時間設定が難しいところは、やはり福祉局としては区市町村の社会福祉協議会の行っている福祉教育を支援する形で、漏れなく学校教育で福祉教育ができるよう形ができると良いのではないかと思いました。

また、これは当事者の方が委員の中にたくさんいらっしゃるので、ぜひご意見を伺えたらと思うのですが、これまで、子供たちに対する学校教育では、主に4年生で、視覚障害を取り上げたり、総合的な学習の時間では車椅子体験などをすることも多かったわけなのですけれども、子供たちに意見を聞くと、高齢者疑似体験も含めて、自分は足が使えて良かったと思いますとか、車椅子の人はかわいそうだと思いますとか、目の見えない人はかわいそうだだと思います、自分は目が見て幸せですというような、一段上に立つ自分の認識と、それから、障害のある方を一段下に見る認識を持つてしまうというのが疑似体験の弊害だとこれまで言われてきています。そこで、その当事者の方との交流ということを通して、疑似体験はその後にするとか、それから、まずは友達になるというようなことを大事にして、コミュニケーションを取ることをしていくうという動きがある中としては、そうした心のバリアフリー、知り合い、友達になりたいという気持ちを喚起するような在り方というのはどのように進めていくうと思われているのかというところ、疑似体験について、学校は疑似体験させたがるのですが、そこが本当に有効なのかどうか、考えていくってはどうかなと思いました。

最後に、学校教育以外の手法についてというところが論点でしたが、行動変容を起こすためには、年に1度ぐらいの学校教育の中での疑似体験や交流だけではあまり意味が

ないかなというふうに、やっていて思います。やはり、生活の場で関わるとか、それからもっと言うと、インクルーシブ教育がしっかりとなされないと、子供たちの中で意識変容はなかなか起こらないのではないかと思いました。そういう意味では、部局を越えて横串に刺して連携を図っていけるような在り方というところも大事なのではないかと思いました。

以上です。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

4人の方からご発言をいただきました。

この辺りで少し意見交換をさせていただきたいと思いますが、これは、事務局が答えるというような形ではなく、皆様方のご意見をいただくことが大切かと思いますけれども、何点か質問が来ていますので、内田委員のほうから、今の宮脇委員の発言とも少し似ていますが、学校以外の場というのは、本当に学校の場のほうは大丈夫なのかという、そういうご質問だったと思います。それから、防災教育、防災対策がないのはどうかというようなところですね。そして、宮脇委員のほうで、全校というのは、福祉教育なのか、カテゴリーがどうなっているのかということですが、この辺りについてご説明をいただければと思います。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、言葉に関する定義の関係がございますので、先に宮脇委員のご質問に対してお答えいたします。

資料2-2のほうで示しております福祉教育の充実ということにつきましては、こちらは、小・中・高校の教育の中で行われているものを指しております。学校教育の中で行われている教育を指しております。そして、ユニバーサルデザイン学習というものにつきましては、福祉局が補助事業で区市町村の取組を後押ししております、区市町村が行う地域の住民やお子さんたちに対するユニバーサルデザインに関する学習の場ということを指しております。また、ユニバーサルデザイン教育という文言も一部使われておりますが、こちらのユニバーサルデザイン学習と同義とお考えいただけだと大変ありがたいところでございます。言葉の統一がなされておりませんが、ユニバーサルデザイン学習と同義でございます。

続きまして、内田委員からのご質問でございます。

こちら、学校以外でのというところで、学校での取組についてはということでございます。もちろん、学校教育の中でもしっかりと心のバリアフリーに関する取組をしていただきたいというふうに福祉局としては考えております。一方、先ほど宮脇委員からもありましたように、学校現場では様々な分野の教育が求められている中で、一定の限界はあろうかと考えております。ですので、福祉局として、学校以外の場でお子さんたちに学習の機会を創出するためにどのような取組を今後していったら良いか、あるいは、行動変容につながるための手法についてということで、ぜひ皆様からのご意見を頂けれ

ば大変ありがたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございます。ご質問された方のご意見、非常に貴重なご意見がたくさんあったかというふうに思います。慶野委員からも、座学が多いのではないかという、本当にやりやすいので、そういう一方通行のものになってしまうと思うのですが、やっても良いのですけれども、やっても良いと言うと、何か上から目線で申し訳ないのですけれども、こういう場で話を聞いたあとに議論できるシーンまでつくってもらうということが、最低限、座学でも必要ですよね。それから一番良いのは、やはり具体的に現場でいろいろな人たちが入って、地域の人たちも、もちろん当事者も、そうじやない方も入ってきて、議論する場を作るということと、それから、さらには宮脇委員がおっしゃっていたように、とにかく教育の場が誰でも分け隔てなく学べる環境になっているということは、地域に戻ってきたときもすごく重要なポイントになってくるだろうと思いますので、教育庁の方々も一緒に同席しながら議論を交わすという、そのような姿勢が今後必要になってくるかと思います。

それから、内田委員がおっしゃっていた防災の問題、これも行動変容とも絡んでいますが、学校教育の場と同時に、やはり災害時の避難訓練の場で、自然に地域の中に一緒にいて、お互いに名前で呼び合いながら、生活シーンの1場面、非常時の1場面も含めて体験をするという、あるいは協力し合うという、そういう関係づくりがさらに必要になってくるのだろうと思います。

それから、家庭とのコミュニケーションについて小嶋委員からお話がありました。これは学校の場でなかなかその時間が取れないという、これも、むしろ、もう1年前からカリキュラムは全部組まれてしまったので入る余地がないというような実態があるかと思います。そういう点でも、区市町村の教育委員会ともいろいろな調整が、大変な部分があるのですけれども、それぞれの設置主体に任せる、教育の場合は任されておりまから、そことのやり取りになるとさらに難しいのですけれども、とにかく、都のほうから何らかの形で発信していく必要が、私もあるというふうに思います。

それから全体の部分、福祉教育とかユニバーサルデザイン教育ということについては、公立小中学校等、都立学校だけではなく、私学も、高校や小中学校で特色があるような取組をしている可能性があるかもしれません。そういうところも、情報を収集していく必要があるように感じます。

ありがとうございました。

ほかにも、どうぞ。

川内委員、お願いいいたします。それから、次に、市橋委員です。

○川内委員 東洋大の川内です。

資料3-1から行きます。1ページ目、「ハートとハードで、バリアをなくそう」というイメージしやすいキャッチフレーズって、このキャッチフレーズは東京都としては

大失態だと思います。まず、国が心のバリアフリーということの「心」ということを入れてきたことが、まず問題なのですが、さらにこの「ハート」という言葉を使ったことによって、しかも、それがホームページの冒頭に出てきますよね。そうすると、見た人は思いやりなんだなと優しさなんだなと、そっちのほうに誘導してしまいますよね。だけど、最初の目的のところに書いてあるように、全ての人が平等に参加できるということを教えなくちゃいけないわけですね。それってハートじゃない、例えば、思いやりがなくても参加できる社会なんです。その上で、いかに人ととの関係というところでは、思いやりというのは当然出てきて、これは重要ですけれども、権利としての他の者との平等という社会参加であれば、思いやりがなくても参加できるということを示さなくてはいけなくて、それに何でハートという言葉が出てくるのか、私としては個人的な意見だと言われればそうですけれども、こんな言葉を東京都のホームページで使ってほしくないというのがまず1点です。

2点目、同じくこの3ページ目。資料3-1の3ページ目ですが、適正利用に向かったキャンペーンというのがありますけれども、例えば、右の解説動画のバリアフリートイレのところに、外見で分かる人たちに並んで、オストメイトの方がいらっしゃいます。今、外見から分からない障害のある方で、車椅子対応トイレを使っている人たちがすごくよくおっしゃっているのは、外で待っている、例えば車椅子使用者が待っていたりすると、物すごく冷たい目で見られるとか、非難の言葉をかけられるというようなことで、これは車椅子使用者自身が間違っているわけですけれども、適正利用と言った途端に、外見では分からない人たちが、あなた、適正じゃないよというふうに逆にはじき出されてしまうことがあるので、何が適正なのかということをまずきちんと伝えないことには、この適正利用という言葉が独り歩きしてしまう。外見から分からない人は、こんなシンボルマークで示したって分からないわけですよ。ですから、その辺り、エレベーターなどでもよく内部障害のある方のマークが付いていたりしますけれども、その方って分からないわけですから、その辺りのところはきちんと伝えないと、ただただ適正利用というふうに言うと、それはかえって、そこからはじき出されて困ってしまう人を生んでしまうことがあります。

それから、3点目、資料の3-3ですが、2ページ目、課題整理の1ですけれども、真ん中辺り、「心のバリアフリー」の用語の認知度とおっしゃっていますが、これも間違っていますよね。心のバリアフリーが目指そうとしている内容の認知度を知らなくちゃいけないわけですよね。行政の調査は必ず、用語の、この言葉を知っていますかということを聞きますが、それは何の意味もない。内容をきちんと理解しているかを図るようなことを、何らかの手法で考えないといけないのではないかと思います。

それから、先ほどの体験の弊害ということがオンラインのほうからご意見ありました
が、私もそう思っています。障害のある方ってとても大変だと思われるの
は、逆に障害のある方にとってマイナスだろうと思っています。

私は江東区でずっと出前授業をやっていますが、昨日も行きました、明日も行くのですけれども、江東区では、小学校4年生の全体の4分の3ぐらいの生徒が私たちの授業を受けるようになっていますが、そこで言っているのは、聞こえない方でもコミュニケーションは取れるし、見えない方でも本を読むことはできるし、歩けない人間でも移動はできると。障害のある方はできない人ではなくてやれているんだと。やれているけれども、みんなとは違うやり方のために、で、今の世の中がその違うやり方を考えてこなかつたためにいろんな不便が生まれているんだ。だから、障害のある方というのは、そういうやり方の違う人なんだと。町の中のバリアフリーやユニバーサルデザインという工夫は、今まで考えてこなかつたやり方の違い、違うやり方の人たちもほかの人と同じように使えるようにするための工夫なんだという説明をしているんですね。そういうやり方の違いという視点で考えないと、社会モデルということはうまく説明できないと思っていますので、これは参考までに申し上げます。

以上です。

○高橋部会長 3点ですね。はい、ありがとうございました。

星委員からオンラインで、挙手が挙がっています。星委員、お願ひいたします。

○星委員 ありがとうございます。国立特別支援教育総合研究所で特任研究員をしながら、今、私立の特別支援学校の学院長をしております。そのような立場で、比較的学校に近いところにいるので、少し学校の様子等も踏まえてお話しさせていただきたいと思っています。

非常に学校が忙しいのは、本当にそのとおりだと思っています。だからこそ、本当に身近なY o u T u b e の動画等を作成いただいたという説明のところで、とても短いので、いろいろな場面で使えるかなと思っていて、休み時間に学校で見るとか、学童やご家庭で見たりというところでは、やはりそこにアクセスできるかどうかというのがすごく大きくて、いかにして周知していくのか、認知度を高めていくのか、そこにアクセスしてもらって、それぞれ子供たちが考える機会、保護者の方だと、周りの方が考える機会になれば良いな、と思っているので、チラシでも何でも良いので、二次元コードでぱっとそこに入れるとか、いろいろな形での方法を探っていくことが必要ではないかと思ったことが1点です。

それから、疑似体験については、比較的特別支援学校への依頼というのが、疑似体験や障害理解というところがとても多いように思っています。その困難さがあることが大変だとか、かわいそうという段階ではなく、困難さがある、だからこそ、ハード面やソフト面でのバリアフリーの考え方というのが必要だというところまで、疑似体験そのもののやり方みたいな、先ほど川内先生からお話をありましたけれども、何となく、かわいそう、大変というところで終わってしまう疑似体験ではない疑似体験をしっかりと提供していかなければいけないのではないかということを感じました。

以上です。

○高橋部会長　はい、ありがとうございました。

市橋委員、お願いします。その後、宮川委員。

○市橋委員　市橋です。

川内さんが言われたように、心のバリアフリーの心って何だろうって、タベも少し考えましたけれども、僕は、やっぱり、社会状況をどうつくっていくかということが大事だと思います。そういう意味では、障害者に関する理解も必要だけれども、この頃の排外主義を含めて、やっぱり、社会が狭く狭くなっているもう一方の面もあるのは、怖いことだと思います。

実は、うちのおじいさんが、100年前ですけれども体験しました。なぜかというと、うちのおじいさん、すごい吃音だったんです、どもり。それだけ、関東大震災があったときに、朝鮮の人たちを排外主義として、殺された方々もいると、ご存じの方も多いと思います。だから、うちのおじいさん、どもっていると間違えられるよといって、1か月以上家を出られなかつたそうです。同じような体験を僕もしたんです。コンビニエンスストアに最近行ったら、外国人のアルバイトの人が、日本語は多少しゃべれたんですけども、アルバイトの人がいたわけです。そのときに僕が行って、分かったのか、あるいは、からかっているのか、向こうの人も分からぬから、ちょうどそれ違いがあったわけです。今、外国人を、何となく排除をしていく考え方ものびているときに、やっぱり、心のバリアフリーというのは、そういう面も含めて、どう乗り越えていくか、これは非常に重要なことであると感じ、排外主義に関して僕は警戒を求めたいと思います。

もう一つ、整理③の事業者等のところに関して、区市町村の職員の理解ということが書いてあると思います。僕はまず区市町村の職員が理解する良い機会として、取り上げていただきたいのが選挙です。選挙のときに、区市町村の職員は、休日だけご苦労に、各投票所に行かれて管理をやっていると思う。僕はこのときに、これからは区市町村の職員の方が、単なる投票所がうまくいくということだけではなくて、私たち身体障害者や知的障害者も含めて、その人たちの、選挙権が本当に、人間として一番大事な選挙権が行使できるかを広く考えられるような区市町村の職員、特に、言い方に気を付ければ、良いチャンスなのは、福祉をやっている職員なら分かると思うけれど、いつもは税務や建設など、そういうことに携わっていらっしゃる職員が、選挙のときは、実際に投票所の仕事に就かれる。その人たちに、障害者を知ってもらう、僕は良いチャンスだと思うので、ぜひそういう協力をバリアフリーの一つとしてやってもらいたいです。そういう意味では投票所に使われている学校では、1か所だけではなくて、幾つか、特に投票所の近くとか、そういうところにユニバーサルトイレを設け、そのトイレがどういうものか、これは、生徒たちの教育にもつながるので、総合的に考えていたらどうかということを提案したいと思います。そういうことから、学校教育現場、いろいろな方がおられるけれど、僕、一つだけ言います。都立の入試のときに、スピーチングテストをやつ

ていますね。子供達から聞いたんです。あれを一生懸命やると、本当に、自分達のことだけ考えて、例えば、聞こえない方、あるいは、視力が不自由な方が本当にスピーチングテストをやるということで、やっぱりああいうものを高校入試に持ち込むこと自体が、やはり僕は差別の助長の一つではないかなと思います。

最後に時間がないので言いますけれども、僕は、防災が非常に重要だと思うけれど、特に、防災弱者とあえて呼ばせていただくと、それが、我が国のいろいろなところでいるんですね。東京都は防災関係のことを一括して、そして、僕ら障害者団体、当事者団体などの意見を聞く場をきちんと整備することが必要ではないかなと、感じています。

終わります。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

残り時間が数分になっているのですが、今頂いたご意見に対して、特に事務局のほうから何かご発言があればしていただきたい、その後、重要なキーワードがたくさん出てきたかと思いますので、これから事務局と後で打合せをさせていただきたいと思いますけれども、この論点整理をした段階で、キーワード的にということもあるかもしれませんのが、皆様方に何らかの戻すチャンスがあれば、そこでまた意見をお伺いするとか、少し、キャッチボールをしながら、次の議論、対面の議論のほうにつなげていければというふうに思っているところです。

今日の中でも、座学の問題、あるいは行動変容の問題、あるいは防災の問題、それから、学校外、それから学校内ですね、その部分についてどう考えるかというようなところ、それから、その一つに体験学習としての疑似体験といったこともありました。それから、障害者は大変と思われてしまうような教育の在り方ですね。皆とは単に違うだけ、やり方が違うだけなんだと、それを不便と感じるかどうかというところ、それをどういうふうに考えるかということのご提案もありました。それから、今の防災の窓口の一本化という話がありましたけれども、あまり拡大し過ぎず、できる限り焦点を絞りながら議論を進めていきたいと思いますので、事務局の方で、何か説明や、回答という形ではないですけれども、反論も含めて、ご意見ありましたらお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

大変貴重な、そして、活発なご議論をいただきましてありがとうございます。本当に、一つ一つ、すごく重要な視点を頂いたと考えておりますので、今後、高橋部会長とも相談しながら、しっかりと論点整理に向けて整理を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○高橋部会長 はい、よろしくお願ひいたします。

宮川委員、私が飛ばしてしまったかもしれないで、ご発言ください。

○宮川委員 ありがとうございます。東京都盲人福祉協会宮川です。

2点あったんですけど、時間の関係で1点にします。個人的な考えと言われたらそこ

までかもしれません、私、この議論の、普及広報のところをずっと聞いている中で、毎回、障害者政策、障害者差別解消法にしても、合理的な配慮にしても、いつも疑問に思うのですが、先ほど川内先生から、トイレの話の中で、車椅子の方が、内部疾患の人が出てきたときに冷たい視線をされるというお話があったのですが、これ、毎回、抜けているのは、当事者側への研修であったり、当事者側に求める、何かそういったものというのが、絶対的に抜けていると思うのですね。要は、一方通行なのですよ。共生社会なのですよねというと、やはり共にこういうものを考えていく中で、我々当事者が社会に求めることと、求めるに当たっての求め方であったり、条例などを当事者側がもう少し認知しないと社会にこれが広がっていかないと思うのですね。でも、どこの会議やどこの条例を見ても、当事者側の研修とあって一切、含まれないのですね。ですので、この心のバリアフリーに関しても、やはりどこかで、当事者側の認知というか、理解を上げる、また社会への求め方というところを考えないと、やはり、幾ら、こういう場でこういう議論がされて、じゃあ、こうやろう、ああやろうと、ポスターをこうしよう、先ほど川内先生がおっしゃったハートじゃないよねとかいうのをやったとしても、当事者側がそこを理解してないと、やはり社会ってそれを受け入れないと思うのですね。ですので、ぜひ何らかの形で、当事者側への研修だったりというところも、やはり考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

○高橋部会長　はい、ありがとうございました。

なかなか難題でありますけれども、当事者が何を一体考えているのかと、こういうプログラムはどういうふうに受け止められるのかということも含めたご提案かと思います。とにかく、障害のない人からの一方通行の、例えばここで言っているような心のバリアフリーではなくて、当事者側がどういうふうに捉えているのか、あるいは、関係者、支援者、保護者も含めてですけれども、その辺りについての相互理解といいますか、そのコミュニケーションですね。

宮川委員、ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、今日の議論はこの辺りで終了させていただきまして、他の案件について、事務局のほうでご説明をお願いします。

○篠福祉のまちづくり担当課長　事務局の篠でございます。それでは、その他としまして、資料4に基づきまして、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂についてご説明させていただきます。

資料4の、まず、2枚目からご覧ください。

こちら、2枚目の資料は前回の第1回専門部会でご説明したものですが、国のバリアフリー法施行令の改正に伴いまして、各基準との整合を図るための規則改正を行いまして、7月31日に公布をしたところでございます。なお、施行は令和8年1月1日となっております。

この規則改正の内容につきましても、前回ご説明いたしましたが、ここに記載しておりますとおり、便所、観覧席・客席、駐車場の設置数について、規模に比例する形で設置数を増やすという内容となっております。

1枚目にお戻りください。

この規則改正に伴いまして、今お手元に、この黄色い冊子、会場の方は机上にあるかと思いますが、こちらの施設整備マニュアルは条例の基準などを詳細に解説しているものでございますが、こちらへ規則改正の内容の反映も必要となることから、今回、マニュアルの追補版という形で作成をいたしまして、今後ホームページに公表する予定でございます。お時間の関係上、内容の詳しい説明は割愛させていただきますが、規則改正の内容をより詳しく、非常に計算の仕方が複雑なところもございますので、そういった計算方法等につきまして、詳細に解説するような形でマニュアルの改訂を行わせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。

既に、国土交通省が発出しているものをベースにしながらということで、当面の追補版という形で整備マニュアルの改訂を行うということです。先ほども議論が織田委員からありましたが、整備マニュアルあるいは整備基準そのものの議論もゆくゆく必要になってくると思いますけれども、当面、来年の1月1日に施行ということですので、こちらのほうを進めさせていただければと思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

はい、ありがとうございました。それでは、本日用意をしました議事については以上になります。

これで終了させていただきたいというふうに思いますけれども、事務局から今後の連絡事項等についてお願いしたいと思います。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

本日は大変ご活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回は、第3回専門部会となりますが、1月から2月頃にかけて開催を予定してございます。開催が近づきましたら、事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、会場の皆様へのご案内ですが、机上の資料のうち、4点の冊子は、この後事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長 はい、ありがとうございました。最初に今後のスケジュールが示されて確認したところですが、この後が、来年の1月から2月頃ということになりますので、今日の意見、皆様方のご発言、非常に重要なところが指摘されておりますので、次回もご意見をお伺いできるような場をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、今日の時間内で発言をし切れなかつた方もたくさんいらっしゃるかと思います。オンラインで参加されている方々も発言したかったかと思いますので、1週間程度を目途に、皆様方からの追加のご意見も事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それではこれをもちまして、福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(午前12時06分 閉会)